

臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業 共同事業実施に関する協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業（以下「本事業」という。）の実施にかかる必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

（事業遂行の指針）

第2条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、「臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業 公募要領」（以下「公募要領」という。）及び公募要領に基づき乙が提案した事業計画（以下「事業計画」という。）に従って遂行するものとする。

（本事業実施エリアと内容）

第3条 乙は、公募要領及び別紙1で定める東京都江東区青海二丁目 臨海副都心青海地区C2区画内の本事業実施エリア（以下「本事業実施エリア」という。）において、公募要領及び事業計画に基づき、本協定締結後、甲及び各関係機関等との協議を経て確定する事業内容を包括的に実施するものとする。

2 乙は、前項に定める事業内容について、次の各号に掲げる内容を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を本協定締結後速やかに作成し、甲へ提出するものとする。

- 一 施設仕様・施設配置図
- 二 再生可能エネルギー関連設備の運用方針
- 三 生産・販売・流通計画
- 四 収支計画
- 五 臨海副都心のにぎわい創出に貢献する取組に関する方針・計画
- 六 事業スケジュール
- 七 実施体制
- 八 その他必要な事項

3 乙は、前項に定める事業計画書の内容に変更が生じたときは、変更後の事業計画書を速やかに甲へ提出するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から令和16年3月31日までとする。ただし、令和16年4月1日以降も、甲乙協議の上、合意により、2年程度を目安として協定期間を延長できるものとする。

(法令に基づく許可の取得)

第5条 乙は、本事業の実施に当たり、法令その他関係規定に基づき、関係機関との協議を行い、本事業の実施に必要な手続及び許可の取得を行うものとする。なお、これに係る一切の費用は乙が負うものとする。

第2章 事業者の責務と行為の制限等

(甲の遵守事項)

第6条 甲は乙に対し、本事業の実施を目的として、別紙1に定める本事業実施エリアを、本協定の有効期間中、無償で使用させるものとする。

2 甲は乙に対し、本事業の実施に必要な別紙2に定める設備（以下「貸付対象設備」という。）を、本協定の有効期間中、無償で使用させるものとする。

3 甲は、前項に定める貸付対象設備について、維持管理を行うものとする。また、本事業実施エリア内の共同利用部分について、自ら維持管理を行い、又は乙以外の甲が指定する者にこれを行わせるものとする。ただし、各年度における歳入歳出予算が東京都議会において可決されなかった場合はこの限りでない。

4 前項ただし書きの規定により、甲が維持管理を行うことができない場合には、甲及び乙は、事業計画書の変更その他必要な対応について協議の上定めるものとする。

5 甲は、自らの責任と費用負担において、貸付対象設備の撤去を行うものとする。ただし、撤去の時期、方法その他必要な事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

6 甲は、本事業の円滑な実施に資するため、法令上及びその権限の範囲内において、乙による許認可、届出、関係機関との協議その他の行政手続に関し、必要な情報提供、関係機関との調整その他合理的に必要な協力を行うものとする。

7 前項の協力は、甲が特定の許認可の取得その他の行政上の措置の実現を保証するものではない。

8 甲は、貸付対象設備の故障、不具合、性能不足その他貸付対象設備に起因して乙に生じた損害（逸失利益等を含む。）について、一切の責任を負わないものとする。ただし、当該損害が甲の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(乙の遵守事項)

第7条 乙は、本事業実施エリアの安全確保に努め、公募要領及び事業計画書に基づき整備される農業用ハウス（以下「農業用ハウス」という。）並びに貸付対象設備で構成される、本事業に必要な施設全体（以下「ファーム」という。）を適正に運営しなければならない。

2 乙は、本事業実施エリア及びファームを本事業の目的及び用途に従い適正に使用しなければならない。

3 乙は、自らの責任と費用負担において、農業用ハウスの維持管理及び修繕を行うものとする。

4 乙は、共同利用部分を除く本事業実施エリアについて、自らの責任と費用負担において、日常的な維持管理を行うものとする。

5 乙の帰責事由により都又は第三者の資産等を汚損又は破損した場合、乙は自らの責任と費用負担において、速やかに清掃、修繕その他必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、災害対応その他行政判断を伴う事務について、事前に甲と協議し、その指示に従うものとする。

7 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、あらかじめ書面により甲に通知しなけ

ればならない。

- 8 乙は、本事業に関し、個人情報の保護に関する法令をはじめ、関係法令等を遵守しなければならない。
- 9 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 10 乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。
- 11 乙は、次の各号に掲げる内容を記載した「成果報告書」を年度ごとに作成して、各年度の3月上旬までに速やかに提出しなければならない。
 - 一 ファームの稼働状況（稼働日数、生産量、故障・停止等の実績）
 - 二 技術的検証に関する事項（エネルギー消費量、CO₂排出削減量等）
 - 三 生産品の販売活動・実績に関する事項
 - 四 臨海副都心の賑わい創出に関する取組に係る活動実績
 - 五 事業収支
 - 六 翌年度の事業の実施計画
 - 七 その他必要な事項
- 12 乙は、前項に係る事項のほか、本事業に関して甲から報告を求められた場合は、これに協力するものとする。

（甲及び支援事業者との連携）

- 第8条 乙は、甲及び公募要領に示す支援事業者と連絡調整を密に行いながら本事業を進めるものとする。なお、支援事業者が変更となった場合は、東京都から運営事業者に別途通知するものとする。

（安全対策及び事故等への対応）

- 第9条 乙は、本事業の実施に当たり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、事業開始前に、安全対策について甲その他関係者と調整を行い、必要な安全対策を講じなければならない。また、本事業の実施期間中においては、常に安全性の向上に努めなければならない。
 - 3 乙は、本事業の実施に当たり、他の事業の運営に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。また、甲その他関係者から追加の安全対策を求められた場合等、本事業の安全な実施のため調整が必要な事項が生じた場合は、甲その他関係者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 乙は、本事業実施エリアへの来訪者が予想される場合、安全対策及び事故等への対応について、甲及び関係者と協力してその対応に当たるものとする。
 - 5 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに関係者や来訪者等の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、速やかに適切な対応を行い、その経過を遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 6 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、本事業の一部又は全部の停止を命じることができる。

（施設等用途の制限）

- 第10条 乙は、本事業実施エリア内に次の各号に掲げる施設を設置することはできない。

- 一 政治的又は宗教的用途に使用する施設
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
- 三 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設
- 四 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
- 五 上記の他、甲が本事業との関連性が低いと判断する施設

（行為の制限）

第11条 乙は、本事業実施エリアにおいて、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせることはできない。

- 一 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び本事業実施エリアへの来訪者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- 三 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- 四 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者並びに東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）の活動
- 六 上記の他、甲が本事業との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

（私権の制限）

第12条 乙は、本協定に基づく権利又は義務について、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 乙は、乙が所有又は使用権原を有する施設等について、その権利を第三者に譲渡又は移転等することはできない。
- 3 乙は、本事業実施エリアの敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 4 乙は、本事業実施エリアの敷地を第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。

（委託の禁止等）

第13条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定及びその他関係法令等を遵守させなければならない。
- 4 乙は、委託先が第17条第1項の三から六までのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(事業の調査等)

第14条 甲は、本事業の円滑かつ適正な実施を図るため、乙に対し、本事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は本事業実施エリア内への立入調査その他必要な調査を行うことができる。この場合、乙は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

2 甲は、前項の報告又は調査の結果、本事業の遂行に関して改善が望ましい事項があると認める場合には、乙に対し、改善に向けた対応を要請することができる。

3 乙は、前項の要請を受けた場合には、その内容を踏まえ、甲と協議の上、必要な対応を行うものとする。

第3章 事業実施にあたっての負担区分等

(第三者に与えた損害)

第15条 乙は、本事業の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、当該紛争又は損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。

(不可抗力)

第16条 地震、火災、風水害その他甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、甲又は乙に損害が生じた場合は、当該損害を被った者がこれを負担するものとし、相手方に対し損害賠償その他の請求をすることができない。

第4章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第17条 甲は、協定期間にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本協定を解除し、事業を終了することができる。

一 乙が、本協定又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合

二 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

三 乙が、破産、民事再生若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

四 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

五 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合

六 乙が、暴力団員又は暴力団関係者に該当する場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

3 甲が第1項の規定により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被るおそれのある場合、乙は、当該損害について、甲が適正な方法により算出した額を賠償し、又は甲に損害が生じないようにしかるべき措置をとらなければならない。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第18条 乙は、本事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、

甲に対して書面により解除を申し入れた上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除し、事業を終了することができる。

- 2 甲は、乙による事業継続が困難と判断される相当の理由がある場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、乙に対して書面により解除を申し入れた上で、甲乙協議の上、本協定を解除することができる。
- 3 本協定締結後、不可抗力により、貸付対象設備、乙の所有する施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意の上本協定を解除し、事業を終了することができる。
- 4 前項の規定により本協定を解除した場合において、本事業実施エリアの原状回復に係る費用分担は、甲乙協議の上、決定する。

第5章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第19条 乙は、本協定期間の終了日までに、乙の責任及び費用負担により、本事業実施エリア内に設置した農業用ハウスその他乙が本事業において設置した一切の設備を撤去するとともに、乙の責めに帰すべき事由により汚損若しくは破損した箇所を原状に回復し、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、原状回復の内容及び範囲については、原状回復を行う前に甲と協議して決定するものとする。

- 2 乙が、第1項の規定により原状回復を行う場合、その内容、時期、方法等について、あらかじめ書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、やむを得ない事情により第1項に定める終了日までに原状回復を行うことが困難な場合は、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、当該期日の変更について甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙が、第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、これに要した費用を乙に請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

第6章 補則等

(暴力団員及び暴力団関係者による不当要求を受けた場合の報告等)

第20条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は、暴力団関係者から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、事業協力者等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(届出義務)

第21条 乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- 一 乙及び構成員（第23条第2項に定義される構成員をいう。）の本店所在地、主たる事務所の所在

地、商号、名称を変更した場合

二 乙が破産、民事再生若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

三 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

四 乙が、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合

五 乙が、本事業の実施に関わり、不可抗力その他の事由により、損害を被った場合

六 本事業実施エリア内及び隣接地に存する施設等が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損した場合

七 第3条第1項で定める乙の本事業実施エリアの全部又は一部を第三者に占拠された場合

(管轄裁判所)

第22条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(コンソーシアムによる事業実施)

第23条 コンソーシアムにより本事業を実施する場合、本協定はコンソーシアムの代表事業者と甲の間で締結するものとする。

2 甲は、乙を本事業に係る協議、調整その他の相手方とし、甲から乙へ通知した事項は、全てのコンソーシアムの構成員（以下「構成員」という。）に通知したものとみなすものとする。

3 乙は、甲に対して、本協定等に定める通知、請求及び本協定等の内容の履行に必要な一切の事務処理等を行うものとする。

4 前項の場合において、乙につき生じた事項又は乙の行為は、全ての構成員に対して、その効力を生じるものとする。

5 乙は、構成員に対して本協定に定める事項を遵守させなければならない。

6 乙は、本事業の実施に当たりコンソーシアム全体の履行状況の管理を行うとともに、本事業が確実に実施されるよう、各構成員に対しその役割を十分に果たさせなければならない。

7 乙以外の構成員について、変更が必要な場合には、乙は事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(補則)

第24条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲は、本事業実施エリア内施設及び隣接地の改修工事、定期点検その他甲の工事及び管理運営業務等に伴い、本事業に影響が生じると認める場合は、あらかじめ乙と協議することができる。なお、その場合において実際に本事業に影響が生じる場合も、乙は甲に対し休業補償その他損失補償を請求することができないものとし、本事業の継続に重大な支障が生じる場合は、甲乙が協議して、必要な対応を定めるものとする。

3 本協定の内容と、公募要領その他本事業に関して適用される書類の内容との間に齟齬又は矛盾が生じた場合には、本協定の定めを優先して適用する。ただし、「臨海副都心における脱炭素技術を活用したアーバンファーマーミング事業 補助金交付要綱」に基づく補助金の交付決定を行っている場合は、

その交付条件を優先して適用する。

- 4 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 東京都

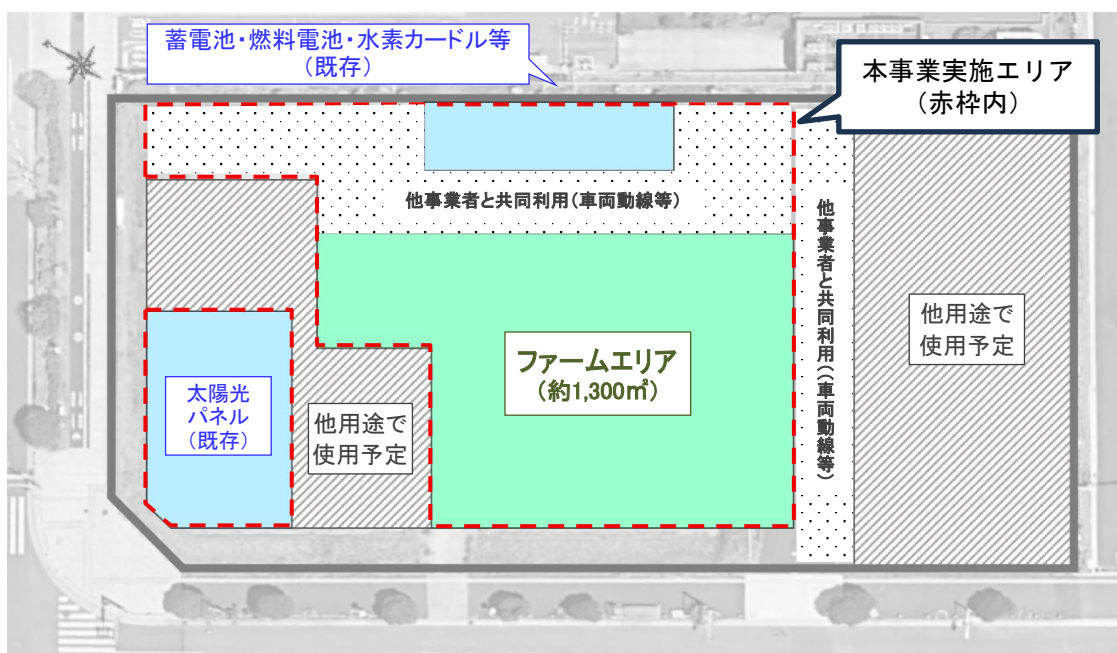
(所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(代表者) 東京都知事 小池 百合子

乙) ●●●●

(所在地) 東京都●●区●●○丁目○番○号

(代表者) ●●●●●● ●● ●●



貸付対象設備

主要設備	メーカー等	設備容量等	備考
Si 太陽光パネル	リープトンエナジー	24.8kw	パネル数：54 枚 変換効率：21.2% サイズ：2kg、W 1,909×H 1,134×D 30 品番：LP182*182-M-60-MH-460W
蓄電池	GS ユアサ	265.3kw	4,810kg（収納コンテナ 2,760kg、蓄電池 2,050kg（PCS:650kg、自立運転出力盤:300 kg、切替盤:600 kg、蓄電池:50kg））
燃料電池	トヨタエナジーソリューションズ	50kw	冷却装置はラジエーター・冷却水で構成
水素カードル	巴商会	300N m ³ ×1 個	減圧弁、防爆環境含む
エネルギー マネジメント システム	九南	一式	太陽光発電設備、蓄電池、水素カードル、燃料電池を監視・制御 ※貸付を受けず、新規調達も可とする。
付帯配管設備 及び電気設備	—	一式	各機器を接続する配管設備・電気設備・分電盤を含む